

助成金を活用して“労働環境等の改善”に取り組みませんか？

人材確保等支援助成金 (働き方改革支援コース)

働き方改革に取り組みつつ、新たに労働者を雇い入れ、
一定の雇用管理改善を図る場合に受給の可能性がります！

受給できる事業主 ※下記以外にも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件があります。

次の【1】または【2】に該当する雇用保険の適用事業所の中小企業事業主

【1】時間外労働等改善助成金（時間外労働上限設定コース、勤務間インターバル導入コース、
職場意識改善コース）の支給決定を受けた中小企業事業主が次の①～②を実施すること
(計画達成助成)

- ①雇用管理改善計画を作成し、その計画開始日から6か月以内に対象となる労働者を新たに
雇い入れ、雇用管理改善を実施すること
- ②対象労働者を1年を超えて雇用しており、かつ計画開始日の前日と雇用管理改善計画期間の
末日の翌日の雇用保険被保険者数を比較した場合に、人員増となっていること

【2】上記1に加えて、次の①～②の目的を達成すること

(目標達成助成)

- ①計画達成助成の支給を受けた後、引き続き労働者の適正な雇用管理を実施して、計画開始日の
前日と計画開始日から起算して3年を経過する日の翌日の雇用保険被保険者数を比較した
場合に、人員増となっていること
- ②対象労働者を最初に雇い入れた日の属する会計年度の前年度とその3年後の会計年度を
比較した生産性の伸びが6%以上であること。

受給内容

	助成額（一人当たり）
計画達成助成	60万円（短時間労働者の場合40万円）
目標達成助成	15万円（短時間労働者の場合10万円）

※上限10人まで

取り扱い機関

公共職業安定所